

国内実施計画 (National Implementation Plan) の考え方

・POPs条約上の規定について

POPs条約第7条では、各締約国は国内実施計画 (National Implementation Plan) を作成し、条約発効後2年以内に締約国会議に送付することが規定されている。

第7条 国内実施計画

1. 締約国は、次のことを行う。

(a) この条約に基づく義務を履行するための計画を作成し、及びその実施に努めること。

(b) この条約が自国について効力を生ずる日から2年以内に、自国の実施計画を締約国会議に送付すること。

(c) 実施計画を定期的に締約国会議の決定により定められる方法で検討し、及び適当な場合には更新すること。

2. 締約国は、実施計画の作成、実施及び更新を容易にするため、適当な場合には、直接に、又は世界的、地域的及び小地域的な機関を通じて協力し、並びに国内の利害関係者 (女性の団体及び児童の健康に関係する団体を含む。) と協議する。

3. 締約国は、適当な場合には、残留性有機汚染物質に関する国内の実施計画を持続可能な開発の戦略に統合する手段を利用し、及び必要なときはこれを確立するよう努める。

また、条約第5条は、国内実施計画に関連して、意図的でない生成から生ずる排出を削減し又は廃絶するための措置について行動計画を作成し、国内実施計画の一部として実施することが規定されている。

第5条 意図的でない生成から生ずる排出を削減し又は廃絶するための措置

締約国は、附属書Cに掲げる個々の化学物質の人為的な発生源から生ずる排出の総量を削減するため、その排出を継続的に最小限にし及び実行可能な

[環境省第2回POPs対策検討会資料]

場合には究極的に廃絶することを目標として、少なくとも次の措置をとる。

(a) 同附属書に掲げる化学物質の排出を特定し、特徴付けをし及びこれについて取り組み並びに(b)から(e)までの規定の実施を容易にするための行動計画又は適当な場合には地域的若しくは小地域的な行動計画を、この条約が自国について効力を生じた日の後2年以内に作成し、その後に第七条に定める実施計画の一部として実施すること。行動計画には、次の要素を含む。

(i) 同附属書に規定する発生源の種類を考慮した現在及び将来の排出の評価（発生源の目録及び排出量の見積りの作成及び維持を含む。）

(ii) 当該排出の管理に関連する締約国の法令及び政策の有効性の評価

(iii) この(a)の義務を履行するための戦略であって(i)及び(ii)の評価を考慮したもの

(iv) (iii)の戦略に関する教育及び研修並びに啓発を促進する措置

(v) この(a)の義務を履行するための戦略及びその成果についての五年ごとの検討。この検討については、第十五条の規定に従って提出される報告に含まれる。

(vi) (v)の報告に特定される戦略及び措置を含む行動計画の実施の計画

・ UNDP-GEF POPs Resource Kitの記載事項について

国内実施計画に記載すべき具体的な内容については、今後、締約国会議で議論されると考えられるが、POPs条約政府間会合での議論を受けて、発展途上国向けに作成されたUNDP-GEF POPs Resource Kitに国内実施計画に盛り込む事項が記載されている。

POPs対策の分野別の政策又は実施計画

(1) 非意図的生成物の排出削減のための行動計画 (Action Plan) の作成

非意図的生成物であるPCDD、PCDF、PCB並びにヘキサクロロベンゼンについて、排出インベントリを整備し、排出削減のための具体的計画（条約第5条に定める行動計画）を取りまとめる。

(2) 疾病管理のためのDDTの使用管理に係る行動計画 (Action Plan) の作成

DDTを使用する締約国は、DDTの使用の目的が疾病を媒介する動物の防除に制限されることを確保するための規制その他の制度の策定等、DDTの使用を減少させ及び究極的に廃絶するための具体的計画を取りまとめる（附属書B第2部5(a)）。

なお、我が国はDDTを使用する状況にないため、計画を作成する必要はない。

(3) 2025年までのPCBの廃絶に関する進捗状況を5年ごとに締約国会議に報告の推進

PCB含有機器等の使用、保管並びに処理（見通しの）状況の継続的把握に係る体制整備の現況及び計画と2025年までのPCBの廃絶に関するスケジュールを取りまとめる。あわせて、関係者（PCB含有機器等使用・保管者、国、地方自治体等）が講ずる具体的施策を整理する。

(4) POPsのストックパイル及びPOPsに汚染された廃棄物の適正管理・処理の推進

POPsのストックパイル及びPOPsに汚染された廃棄物について、ストックパイルの存在量等の状況とその特定の戦略。また、状況を踏まえた適正管理・無害化処理等の処理方法や処理の計画といった廃棄物の適正な処理に関する方針を記載する。

(5) POPsの総生産量、輸出入量並びに輸出入の相手国の把握

POPs条約第15条に基づき、POPsの総生産量、輸出入量又は当該推計値、輸出入の相手国を締約国会議への提出をするため、POPs条約対象物質の総生産量、輸出入量並びに輸出入の相手国を締約国会議に報告するための関連法制度の概況の取りまとめる。

(6) 適用除外継続の必要性を把握する取組及び報告 / 延期に係る準備

適用除外継続の必要性を把握するための体制整備の現況及び計画を取りまとめる。継続の必要性がある場合は、適用除外物質、適用除外の種類（製造、使用）、製造・使用状況の継続的把握に係る体制整備の現況及び計画と廃絶に関するスケジュールを取りまとめる。あわせて、関係者（製造・使用者、国、地方自治体等）が講ずる具体的施策を整理する。

なお、我が国は適用除外を登録することは想定されないため、該当しない。

(7) POPsに汚染されたサイトの特定の推進

POPs条約対象物質に汚染されたサイトを特定の状況及び特定のための措置又は計画等を取りまとめる。

(8) POPs条約第9条及び第10条が規定する様々な関係者の参加を通じてのPOPsに関する情報交換、意識啓発の支援

関係者（使用・保管者、公衆、国、地方自治体等）の参加を通じてPOPsに関す

[環境省第2回POPs対策検討会資料]
る情報交換、意識啓発を支援に係る支援方策を取りまとめる。

・その他参考となる事項

先進国ではPOPs条約の国内実施計画ではないものの、EUの「ダイオキシン類及びPCBに関するEU戦略」や米国EPAの「PBT管理戦略（ヘキサクロロベンゼンの国家行動計画、農薬のPBT国家行動計画）」のような計画がある。